大手川だより

一 大手川河川激甚災害対策特別緊急事業一

一第14号一 平成18年3月20日 京都府丹後土木事務所 災害対策室 TEL0772-22-3243

宮津市建設部 建設事業推進室 TEL0772-22-2121 (内線 398)

第2工区の一部で工事に着手します。

本年2月に大手川第2工区の用地契約会をお世話になったところですが、今回当該工区の 一部区間において工事に着手します。

工事は、第2工区の最上流部の大橋から善光橋付近の農地災害復旧箇所について、今年の 耕作に支障がない範囲で、用地買収線に沿って「水路工事」を行います。

併せて、上流部や今福川の工事で発生する濁水対策として「沈殿池」の造成を大橋下流右 岸側で行います。

関係者の皆様には、別途連絡させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

お知らせ欄

●「大手川の護岸を考える!」ワークショップ(第1回)が実施されました。 大手川だより第13号でもお知らせしました上記ワークショップを、去る3月19日に実施しました。

たくさんの関係者に集まっていただき、積極的な意見をいただきました。 検討された内容につきましては、当ホームページに随時掲載していきますのでご覧下さい。

コラム

今回は、「大手川の工事における濁水対策」についてです。

河川工事では、水の流れている部分の掘削を行うケースがありますが、その結果として、 大なり小なり濁水が発生します。

これまで河川工事において濁水対策はあまり行われてきませんでした。その主な理由としては、あまり水の多くない時期(非出水期)に工事が行われていることがあげられます。

今回の大手川改修においては、平成21年度までという決められた期間内に工事を完了させる必要があることから、一年中工事を実施しているような状況になります。そのためどうしても濁水が発生しやすい状況になります。

大手川では上水道の取水を行っており、河口部では漁協のみなさんが漁をされています。 また、濁水は川の生物にも悪影響を与えることもあり、工事中の濁水対策は重要になってき ます。

大手川では主に次の二つの手法で濁水対策を行います。

一つは河口部(第1 I区)において濁水防止膜を設置します。これにより濁水の拡散を防止します。

二つ目は今回の第2工区の工事で実施する沈殿池です。上流から流れてきた濁水を池に引き込み、池の中に伐採した木材の枝葉を敷き込むことで濁水を沈殿させる方法です。

その他にも工事エリアを土堤や矢板で締め切り、濁水を流出させない方法もあります。



河川用語集

【水系】

大地に降り注ぐ雨や雪は、高いところから低いところに集まり、小さな流れをつくります。 その流れは、さらに何度も合流を繰り返して最終的には一本の川となり、最後には海に注ぎます。

この最後の一本の川に水が流れ集まる範囲を「流域」と呼びます。そして、その流域内にある、源流から河口に至るすべての河川、渓流、水路を総称して「水系」と呼びます。

「水系」には、大きく分けて「一級水系」と「二級水系」があります。一般的に、国土保全上または国民経済上特に重要な河川を「一級水系」と呼び、国土交通大臣が管理します。 また「一級水系」以外の河川を「二級水系」と呼び、都道府県知事が管理します。

大手川は二級水系ですが、京都府が実際に管理している区間は「二級河川」と呼んでいます。「二級河川」に含まれない小さな河川や水路は「普通河川」と呼んでおり、宮津市が実際の管理をしています。「二級河川」の範囲は、大手川の河口から約4.5kmと支川の今福川の0.8kmとなります。柿が成川や滝馬川などは「普通河川」になります。

大手川の流域面積は約27km2と小さいため二級河川となっていますが、下流部に市街地を抱えており、その重要性は一級河川に勝るとも劣りません。一日も早い大手川改修の完成のため、ますますのご理解とご協力をお願いいたします。